

○南房総市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例

平成18年3月20日

条例第122号

改正 平成18年9月28日条例第230号

平成20年3月21日条例第9号

平成20年3月21日条例第10号

平成20年9月26日条例第31号

平成25年3月21日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費、調剤費、診療報酬証明手数料及び調剤報酬証明手数料の一部について助成金（以下「医療費等助成金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で、規則で定める程度の障害の状態にあるものをいう。

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

3 この条例において「ひとり親家庭」とは、児童の父又は母であって、次の各号のいずれかに該当するものがその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 現に婚姻をしている状況にない者
- (2) 配偶者が規則で定める程度の障害の状態にある者
- (3) 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他の死亡の原因となるべき危難と遭遇した場合にあっては、3箇月）以上明らかでない者
- (4) 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者
- (6) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる者として市長が認める者

4 この条例において「ひとり親家庭に準ずる家庭」とは、児童に父母がないか又は児童の父母がその児童を監護しない場合において、当該児童の父母以外の者であって、前項各号のいずれかに該当するもの（以下「ひとり養育者」という。）が当該児童を養育する家庭をいう。

5 この条例において「父母等のいない児童」とは、父母のいない児童（当該父母が監護しない児童を含む。）であって、ひとり養育者のいないものをいう。

6 この条例において「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭、ひとり親家庭に準ずる家庭及び父母等のいない児童をいう。

7 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（受給資格者）

第3条 医療費等助成金の支給対象者（以下「受給資格者」という。）は、ひとり親家庭等の父母等（ひとり親家庭の父若しくは母又はひとり親家庭に準ずる家庭のひとり養育者をいう。以下同じ。）及び当該ひとり親家庭等の児童であり、かつ、市内に住所を有する者であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親に委託されている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める者

（支給の制限）

第4条 医療費等助成金は、次の各号に掲げる者の前年の所得（1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得とする。）が、規則で定める額以上であるとき（規則で定める場合を除く。）は、支給しない。

- (1) ひとり親家庭等の父母等又は父母等のいない児童を養育する者
- (2) ひとり親家庭等の父母等の配偶者

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（助成の範囲）

第5条 市長は、受給資格者に対し受給資格者の療養に要する費用の額（医療保険各法その他法令による療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額をいう。）から、次に規定するものを控除した額を医療費等助成金として支給する。

- (1) 保険給付額
- (2) 保険者が給付する附加給付額
- (3) 国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付額
- (4) 第三者から行われる賠償額及び補てん額
- (5) 受給資格者一部負担額（入院については入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額、通院については診療報酬明細書1件につき1,000円及び保険薬局については調剤報酬明細書1件につき1,000円）

2 市長は、受給資格者が保険医療機関又は保険薬局（以下「病院等」という。）で診療報酬明細書又は調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払った場合は、当該証明手数料に相当する額を医療費等助成金として支給する。ただし、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書1件について200円を超えるときは、200円とする。

3 医療費等助成金は、受給資格者が病院等に医療費等（医療費、調剤費、診療報酬証明手数料又は調剤報酬証明手数料をいう。以下同じ。）を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは支給しない。

（助成の方法）

第6条 医療費等助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）が病院等で医療等を受けるときは、

規則で定めるところにより、ひとり親家庭等医療費等給付申請書の交付を受け、病院等に医療保険証（被保険者証、組合員証及び加入者証をいう。以下同じ。）及び当該給付申請書を提示するものとする。

- 2 申請者は、病院等からひとり親家庭等医療費等給付申請書中の診療・調剤報酬証明書欄（以下「証明書欄」という。）に医療費等の給付にかかった証明を受け、当該給付申請書を市長に提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、証明書欄の証明については、病院等の発行する領収書の添付に代えることができる。

（届出義務）

第7条 受給資格者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 受給資格者の氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 医療保険各法の保険の種類又は医療保険証の記載事項に変更があったとき。
- (3) 受給資格者が第3条に規定する受給資格者としての要件を欠いたとき。
- (4) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。

（譲渡等の禁止）

第8条 受給資格者は、医療費等助成金を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成費の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正行為によって、医療費等助成金を受けた者があるときは、その者から当該医療費等助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。ただし、第5条第2項の規定については、平成18年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富浦町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年富浦町条例第14号）、富山町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年富山町条例第18号）、三芳村ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年三芳村条例第21号）、白浜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成16年白浜町条例第12号）、千倉町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱（平成16年千倉町要綱第11号）、丸山町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年丸山町条例第21号）又は和田町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年和田町条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年9月28日条例第230号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月21日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第2条及び第3条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月26日条例第31号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南房総市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成24年8月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、平成24年8月1日以後に行われた医療等に係る医療費等の助成について適用し、同日前に行われた医療等に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

○南房総市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則

平成18年3月20日

規則第77号

改正 平成20年4月1日規則第16号

平成20年10月30日規則第38号

平成25年3月29日規則第29号

平成27年9月28日規則第35号

平成27年12月25日規則第52号

平成28年3月30日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成18年南房総市条例第122号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(児童の障害の状態)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

(配偶者の障害の状態)

第3条 条例第2条第3項第2号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

(条例第3条第2項第3号に規定する規則で定める者)

第4条 条例第3条第2項第3号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する母子生活支援施設を除く児童福祉施設に、通所又は措置によって入所している児童及びひとり親家庭等の父母等
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主又は医療保険各法（国民健康保険法を除く。）による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、当該施設に児童福祉法その他の法令による措置によらずに入所している児童（以下「利用契約入所児童」という。）がいる場合は、当該利用契約児童を除く。）に入所している児童及びひとり親家庭等の父母等
- (3) 利用契約入所児童の父、母又はひとり養育者
(支給の制限に該当する所得の額)

第5条 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第4条第1項第1号に該当する者 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条又は第9条の2の規定による児童扶養手当の支給制限額に相当する額
- (2) 条例第4条第1項第2号に該当する者 児童扶養手当法第10条又は第11条の規定による児童扶養手当の支給制限額に相当する額
(支給の制限の適用除外)

第6条 条例第4条第1項に規定する規則で定める場合は、児童扶養手当法第12条第1項に規定する場合とする。

(所得の範囲及び所得の額の計算方法)

第7条 条例第4条第2項に規定する規則で定める所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法第13条の規定によるものとする。

(給付申請書の交付)

第8条 条例第6条第1項に規定するひとり親家庭等医療費等給付申請書（別記第1号様式）の交付を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費等助成資格申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類
- (2) 戸籍の謄本又は抄本
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) ひとり親家庭等の父母等の前年の所得の状況を証する書類
- (5) 離婚等により、ひとり親家庭になった場合、母又は父がその監護する児童の父又は母から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品その他経済的な利益に係る所得に関する申告書（以下「養育費に関する申告書」という。別記第2号様式の2）
- (6) 18歳以上20歳未満の児童が別表第1程度の状態にある場合又は配偶者が別表第2程度の障害の状態にある場合は、これを証する年金証書又は診断書

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者が児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができるものとする。

3 第1項第1号、第3号及び第4号の規定による書類について、市で確認できるものについては、市長は、書類の添付の省略を認めることができる。

（助成資格の認定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、助成資格を認定するときはひとり親家庭等医療費等助成資格認定通知書（別記第3号様式）により、助成資格を認定しないときはひとり親家庭等医療費等助成資格不認定通知書（別記第4号様式）により当該提出を行った者に通知するものとする。

2 前項の規定による助成資格の認定の有効期間は、市長がひとり親家庭等医療費等助成資格申請書を受理した日から最初に到来する7月末日までとする。

（助成資格の再認定）

第10条 前条第1項の規定により助成資格の認定を受けた者は、助成資格の認定の有効期間が満了した場合において再び医療費等助成金の支給を受けようとするときは、助成資格の認定の有効期間が満了した日の翌日以後、助成資格の再認定を受けなければならない。

2 前項の規定による助成資格の認定の更新については、前条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項第2号に規定する書類の提出は、省略することができるものとし、前条第2項中「受理した日」とあるのは、「受理した日の属する月の初日」と読み替えるものとする。

（支給の決定等）

第11条 市長は、条例第6条第2項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、その結果をひとり親家庭等医療費等支給（不支給）決定通知書（別記第6号様式）により当該提出を行った者に通知するものとする。

（届出）

第12条 条例第7条に規定する規則で定める届出は、ひとり親家庭等医療費等受給資格変更届（別記第5号様式）で行うこととする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富浦町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則(平成8年富浦町規則第6号)、富山町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則(平成8年富山町規則第8号)、三芳村ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則(平成8年三芳村規則第4号)、白浜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則(平成16年白浜町規則第14号)、千倉町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱(平成16年千倉町要綱第11号)、丸山町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則(平成8年丸山町規則第10号)又は和田町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則(平成9年和田町規則第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月30日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第29号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月28日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月25日規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成28年3月30日規則第21号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

1	両眼の視力の和が0.08以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	<u>平衡機能に著しい障害を有するもの</u>
4	<u>そしゃくの機能を欠くもの</u>
5	<u>音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</u>
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8	<u>1上肢の機能に著しい障害を有するもの</u>
9	1上肢のすべての指を欠くもの
10	1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11	両下肢のすべての指を欠くもの
12	<u>1下肢の機能に著しい障害を有するもの</u>
13	1下肢の足関節以上で欠くもの

- 1 4 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 1 5 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 1 6 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 1 7 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2 (第3条関係)

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 11 傷病が治らないので、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては矯正視力によって測定する。

